

## 3-1

## 凍結深度と建築物の基礎の設計について

法第 20 条、令第 38 条、平成 12 建告第 1347 号

## 【内 容】

## 1 建築基準法の規定について

建築物の基礎の構造や構造計算の基準は、平成 12 年 5 月 23 日建告第 1347 号に定められており、根入れ深さは、布基礎で 24cm 以上、べた基礎で 12cm 以上等とするとともに、凍結深度より深くするよう規定されている。

## 2 凍結深度の考え方について

凍結深度は、建設地の標高や気象条件、地形、地質、地下水位、積雪量など様々な要因により異なるため、一律に地域ごとの数値や計算式を定めていない。

ただし、道路舗装の分野では、県内各地域の特性等を考慮し凍結深度を定めていることから、各地域の最大凍結深度や算出の考え方等を参考とされたい。

参考：凍結深度と建築物の基礎の設計について

福島県建築指導課 HP

URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/toketusindo.html>

## 3 設計者の責務について

- (1) 設計者は、自らの責任において、安全な建築物を設計しなければならない。
- (2) 建築基準法で定められた基礎の根入れ深さは、あくまで最低限の基準である。
- (3) 建築物の基礎の設計に当たっては、それぞれの建設地で必要となる凍結深度を考慮し、十分な根入れ深さを確保すること。

制定 令和 4 年 4 月 1 日 施行 令和 4 年 4 月 1 日